

国保・高齢者医療だより

8月から

保険証が新しくなります

国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者証が、8月から新しくなります。国民健康保険については、7月中に世帯主宛に簡易書留で郵送します。後期高齢者医療については、7月中に被保険者宛に簡易書留で郵送します。

限度額適用・減額認定申請

を忘れずに！

国民健康保険や後期高齢者医療では、病院に入院した場合や外来診療等で1つの医療機関等への支払いが高額になる場合、自己負担額や食事が減額される認定証を交付しています。

入院等の際の自己負担額は、世帯の所得状況によって異なります。なお、国保加入者の認定証の

交付要件は、国民健康保険税を完納していることです。70～74歳の方については、次ページを参照ください。

なお、更新の方は、8月中に手続きをお願いします。（後期高齢者医療制度の方は保険証と一緒に発送するので申請は不要です。）

新規・更新の手続きには保険証と印鑑が必要です。

保険証は大切に！

保険証は病気やケガなどで医療機関を受診する際に必要となるもので、健康保険に加入していることを証明するものです。紛失のないうち大切に保管して下さい。

納税・納入通知書

を送ります

7月中旬に「国民健康保険税納

納付には便利な口座振替を！
QR納付もできるようになったよ！



税通知書」「後期高齢者医療保険料決定通知書・納入通知書」をそれぞれ郵送します。納め忘れのないようお願いします。

なお、令和6年度の国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の税率等は下表のとおりです。※賦課限度額が令和6年度より一部引き上げになります。

また、どちらも、世帯の所得状況によって、税及び保険料の軽減制度があります。軽減の適用を受けるためには、所得申告が必要です。

詳細については、町ホームページも併せてご覧ください。

区 分	国民健康保険税			後期高齢者医療保険料 (千葉県内均一)
	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分	
所得割額	7.0 %	2.4 %	1.8 %	(※1) 9.11 %
平等割額	22,000 円	—	—	—
均等割額	22,000 円	10,000 円	14,000 円	43,800 円
賦課限度額	650,000 円	240,000 円	170,000 円	(※2) 800,000 円

※1 令和5年中の賦課のもととなる所得金額が58万円以下の場合、8.45%

※2 段階的に引き上げ 令和6年度：73万円（令和6年度に75歳に到達する方を除く）

▼問合せ

町民課国保年金係

☎ 2113

町民課税務係

☎ 2112